

事 務 連 絡
平成31年4月16日

指定居宅介護支援事業所長 様
指定介護保険施設長 様

かすみがうら市介護長寿課

改正祝日法に伴う10連休中の要介護認定申請等の対応について

日頃より当市の介護保険事業につきましてご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

平成31年4月27日から令和元年5月6日(月)までの10連休中の要介護認定申請等の手続きについて、本市として下記のとおり対応いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 臨時窓口を開設します。

(1) 日時：令和元年5月1日 午前8時30分～午後5時15分

(2) 場所：千代田庁舎介護長寿課

※霞ヶ浦庁舎・中央出張所では受付しません。

(3) 受付する業務

要介護(要支援)認定(新規・更新・区分変更)

要介護・要支援認定資料の受取り(事前にFAXで申請願います。)

2. 区分変更申請の申請日について

5月1日付けで区分変更申請をする場合、その前後が休日となることから、特例として、5月7日(火)～5月9日(木)までに区分変更申請をしていただいた場合、5月1日に遡って申請日といたします。

問い合わせ先

かすみがうら市介護長寿課

担当：鈴木・戸田

TEL 0299-59-2111代

FAX 0299-59-2186